

## 案 内

### 令和7年度 内谷特定住宅19号棟募集案内

北川村振興公社 [電話 090-3519-0760]  
北川村役場 経済建設課 [電話 32-1222]

#### 1. 申込みに当たっての注意事項

- (1) 受付後に申請内容について実態調査を行う場合があります。（事前通知はしません）
- (2) 入居者の決定は12月下旬に審査会を実施し、入居者へご連絡します。
- (3) 受付当日、書類等の審査を行いますので、家族の方以外の代理人の申込みはできません。また、郵送による受付は行いません。
- (4) 申込みに必要な書類が不備の場合は受付できません。
- (5) 不正な申込みが発見されたときは、入居許可を取り消します。また、入居日までに世帯員の増減、勤務先等の変更等により申込時と条件が異なった場合も取り消しの対象となる場合もあります。
- (6) 家族を不自然に分割した申込（夫婦の別居等）は受付できません。
- (7) 動物の飼育は他の入居者の迷惑となるため禁止しています。
- (8) 家賃は25,000円になります。

#### 2. 申込書受付期間等

受付期間	令和7年11月28日(金)～令和7年12月19日(金) 8時30分～17時15分(12時～13時を除く)
受付場所	北川村振興公社 北川村役場 経済建設課

#### 3. 募集する団地

団地名	所在地	建設年度	間取り等	月額家賃	募集戸数
内谷特定住宅	北川村 野友乙 589-4	H5	木造二階建 10帖(LDK) 6帖(和) 6帖(洋) 6帖(洋) 浴、便	25,000円	1

## 4. 入居申込資格

村営住宅は、村民に良質な住宅を安い家賃で提供するため、国の補助を受け村民の税金等を使って建設したもので、入居に当たっては公営住宅法及び村条例で次のような要件が定められています。

- (1) 現に同居している親族（同居しようとする親族及び婚約者を含む）があること。
- ① 親族とは、民法上の親族を意味します。
  - ② 単身者の方は申し込みできません。
  - ③ 離婚調停中（裁判所の事件証明書等が必要）等の理由がない限り、夫婦を分割して申し込むことはできません。
- ※長屋住宅については、村長が特に必要と認める場合を除く。
- (2) 現に住宅に困っていることが明らかであり、次の選考基準のいずれかに該当することが必要です。
- なお、申込者本人及び同居予定者に持ち家（自家所有者）の方がいる場合は申込みできません。（ただし、売却や差し押さえ等により、入居指定日までに持ち家（自家所有者）でなくなることが証明できる場合を除きます。）
- ア 住宅以外の建物若しくは場所に居住し、又は保安上危険若しくは衛生上有害な状態にある住宅に居住している方
  - イ 他の世帯と同居して著しく生活上の不便を受けている方、又は住宅がないため親族と同居することができない方
  - ウ 住宅の規模、設備又は間取りと世帯構成との関係から衛生上又は風教上不適当な居住状態にある方
  - エ 正当な事由による立退きの要求を受け、適当な立退先がないため困窮している方（自己の責に帰すべき事由に基づく場合を除く）
  - オ 住宅がないために勤務場所から著しく遠隔の地に居住を余儀なくされている方  
又は収入に比して著しく過大な家賃の支払を余儀なくされている方
  - カ 上記のアからオに該当する方のほか現に住宅に困窮していることが明らかな方

## 5. 収入の条件

- (1) 所得税法で定められている所得を基に計算します。（これを「収入認定」といいます）  
なお、非課税の収入は算入されませんのでご注意ください。

※非課税収入

雇用保険法による失業給付、傷病手当給付金、休業保証金、労災補償給付金、奨学金、生活保護法による扶助料、母子世帯及び障害者世帯が受ける手当又は年金（障害年金等）、養育費等並びに遺族の受ける恩給・年金等

- (2) 収入認定については、令和6年1月1日から令和6年12月31日までの間の所得を基準として計算します。ただし、給与所得者で令和7年1月2日以降に就職した方は、毎月の平均収入額から1年間の推定収入額を算出して計算します。  
また、事業所得者についても、令和7年1月2日以降に事業を始めた方については、毎月の平均所得額から1年間の推計所得額を算出して計算します。（確定申告する際の収支明細書及び領収書等を持参してください。）  
なお、詳しいことは北川村振興公社、または北川村役場経済建設課までお問い合わせください。

## 6. 入居資格収入認定額

- (1) 入居しようとする方の全員の年間所得金額（給与所得者の場合は、「給与所得控除後の金額」）から別表の控除を行い12月で割った額（認定月額）が、収入認定額になります。

## 7. 申込みに必要な書類 ◎は必須

◎ (1) 村営住宅入居申込書（募集案内に同封してあります。）

◎ (2) 市町村発行の所得（収入）証明書

入居しようとする方で、児童・生徒及び学生を除く全員の令和7年度（令和6年分）の所得証明書

※所得が0円でも必要です。

※所得証明書は、令和7年1月1日現在に住民登録をしている市町村で発行します。

（認め印と手数料が必要です。）

※生活保護受給中の方は、本人の氏名を記入した福祉事務所発行の「生活保護受給証明書」を提出してください。この場合、所得証明書は不要です。

◎ (3) 納税証明書（申込代表者のみ）

市町村税の滞納がない証明を、令和7年1月1日現在に住民登録をしている市町村で取得してください。

(4) 勤務先の収入証明書（給与所得者のみ必要です。）

令和7年1月2日以降に勤務先を変更された方は、現勤務先から支給された給与の明細（令和7年1月以降）を入居申込書の給与所得欄に記入し、勤務先の証明印をもらって下さい。

(5) 事業所得者で令和7年1月2日以降に事業を始めた方は、確定申告する際の収支明細書を持参して下ください。（保険外交員も事業所得者になります。）

(6) 離職表、雇用保険受給者資格者証または退職証明書

令和6年中は給与所得者で、申込み時点で無職の方は提出（コピー可）してください。

◎ (7) 住民票（続柄、本籍等省略していないもの）

入居しない家族も含め、現在同居中の家族全員のものが必要です（婚約者も同様）。

また、現在別居中の方で入居時に同居する親族がある場合は、住民票の他に親族関係を

証明できる戸籍等が必要です。

◎ (8) 健康保険証

入居しようとする方全員の分が必要です。確認後、お返しします。

(9) 身体障害者の方については、身体障害者手帳を持参して下さい。

(10) 家賃領収書（アパート等に居住している方）

過去6ヶ月分を持参してください。確認後お返しします。

(11) 結婚の証明（婚約者と入居する場合）

双方の両親等の結婚予定証明書、媒酌人の結婚予定証明書、結婚式場の申込書等のいずれか一通。

(12) その他

必要に応じ、上記以外の書類の提出をお願いする場合があります。

なお、詳しいことは 北川村振興公社 または北川村役場 経済建設課 までお問い合わせください。

## 8. その他

- (1) 入居に際しては、家賃3ヶ月分の敷金の納入及び2名の連帯保証人が必要です。
- (2) 入居後は、必ず入居申込者全員の住民票を団地の住所（所在地）に移していただきます。
- (3) 入居後の家賃は、原則として口座振替で納入していただきます。
- (4) 入居後、申込時点の内容に変動があった場合は、所定の手続きが必要です。